第５号様式（要綱第８条関係）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 覚　　　　　　　　書　瀬戸市（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）との間において、宅地開発等についての協議が整ったので、瀬戸市宅地開発等に関する指導要綱（以下「指導要綱」という。）第８条第１項の規定により、次のとおり覚書を交換する。（対象事業）* 1. この覚書の対象となる事業は、次に掲げるとおりとする。
1. 宅地開発等の目的
2. 事業区域の所在地　　　瀬戸市
3. 事業区域の面積　　　　　　　　　　　平方メートル
4. 施行期間　　　　　　　　年　　月から　　　年　　月まで

　　（負担等）* 1. 乙が、指導要綱に基づき設置又は整備するもので、甲に無償提供するものは、次の表のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　　分 | 内　　　　　容 |
| 公共・公益施設 | 道路 | 　　　　　　　　　　　　　　㎡ |
| 公園 | 　　　　　　箇所（　　　　　㎡） |
| 上水道施設 |  |
| 消防施設 | 防火水槽　　基（　　　㎡）　消火栓　　基 |
| 排水施設 | 　　　　　　　　　　　　　　（　　　　　㎡） |
| ごみ集積施設 | 可　燃 | 箇所（　　　　㎡） |
| 不　燃 | 箇所（　　　　㎡） |
| その他の施設 |  |

（事業の施行）* 1. 乙は、指導要綱を誠実に遵守し、甲乙ともに合意した内容で第１条の事業を施行するものとする。

（事業の施行期限）* 1. 乙は、この覚書を交換した日から起算して５年以内に、第１条の事業を完了するものとする。

（再協議）* 1. 乙は、やむを得ない理由により第１条の事業の内容を変更するとき、又は前条の期間内において当該事業が完了しないときは、甲と協議するものとする。

（覚書の無効）* 1. この覚書は、第１条の事業が関係法令等に基づく不許可になった場合は、無効とする。

　　この覚書の証として、本書２通を作成し、甲・乙それぞれ１通を保管する。　　　　　　　年　　　月　　　日　　　　　　　　　　　　　　甲　瀬戸市追分町６４番地の１　　　　　　　　　　　　　　　　瀬戸市　　　　　　　　　　　　　　　　瀬戸市長　　　　　　　　　　　　印乙　住所　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　印 |